文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案 新旧対照表

〇文化芸術振興基本法 (平成十三年法律第百四十八号)

(傍線部分は改正部分)

文化芸術基本法 古文 前文 第一章 総則(第一条—第六条) 第三章 文化芸術推進基本計画等(第七条・第七条の二) 第四章 文化芸術に関する基本的施策(第八条—第三十五条) 七条) 七条)	文化芸術振興基本法 文化芸術振興基本法 第二章 総則(第一条—第六条) 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策(第八条— 条) 条)
日条 四章 文化芸術の推進に係る体制の整備	
則	附則
文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見	文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見
出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々	出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は
よび)と目立て里军ノ事官ノ合う上襲と是よう、多様主と受けてしの創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつ	よいりの目立て里牟ノ掌重ノ合う上襲と是より、多様主と受けの創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心
	デューの oのぎのo。可は、こと表示は、これしなど同可の意義:ることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に

にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国

てるものである。

文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培わ の形 化芸術がその役割を果たすことができるような基盤 0 れてきた伝統的な文化芸術を継承し、 ある新たな文化芸術 成は十分な状態にあるとはいえない。 かるに、 現状をみるに、 0 創造を促進することは、 経済的な豊かさの中にありながら、 発展させるとともに、 二十一世紀を迎えた今、 我々に課された緊 の整備及び環境 独創性 文

を推進していくことが不可欠である。 国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術をには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸でいような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るため

要な課題となっている。

てその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにし

にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国

ち続けると確信する。なく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持なく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わること

てるものである。

もに、 これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、 に課された緊要な課題となっている。 化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境 0) 形成は十分な状態にあるとはいえない。 しかるに、 独創性のある新たな文化芸術の 現状をみるに、 経済的な豊かさの中にあり 創造を促進することは、 二十一世紀を迎えた今、 発展させるとと なが 5 我 文 Þ

括的に施策を推進していくことが不可欠である。文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包には、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るため

方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその

進するため、 この法律を制定する。

第 章 総則

(目的

第一 め、 であることに鑑み、 化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進 化芸術に関する活動 文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、 条 並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、 この法律は、 文化芸術に関する施策の総合的 文化芸術に関する施策に関し、 文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすもの (以下「文化芸術活動」という。) を行う者 基本理念を定 文 文

(基本理念)

ることを目的とする

を旨として、

り、

もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与す

かつ計画的な推進を

第二条 を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、 文化芸術活動

2 う者の られ、 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、 その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならな 創造性が十分に尊重されるとともに、その地 文化芸術活動を行 位 0 向 上が図

> この 法律を制定する。

第 章 総則

自的

第一条 図り、 芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、 並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、 であることにかんがみ、 促進を旨として、 文化芸術に関する活動 (文化芸術活動を行う団体を含む。 この法律は、 もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与す 文化芸術の振興に関する施策の総合的な推 文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすも (以下「文化芸術活動」という。) を行う者 文化芸術の振興に関し、 以下同じ。)の自主的な活 基本理念を定め、 文化 進 動 を 0

(基本理念)

ることを目的とする。

第二条 主性が十分に尊重されなければならない。 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者 0 自

2 力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。 が十分に尊重されるとともに、 文化芸術の振興に当たっては、 その地位の向上が図られて 文化芸術活動を行う者の 創 その 造 能 性

3 民がその年 享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、 創造することができるような環境の整備が図られなければならな か わらず等しく、 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、 齢 障 文化芸術を鑑賞し、 害 (T) 有無 経済的な状況又は居住する地域にか これに参加 Ļ 又はこれ 玉 を 3

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、 我が 玉 及び世界に

4

を旨として文化芸術の おいて文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸 発展が図られるよう考慮されなければなら 成すること

ない。

5 保護及び発展が図られなければならない。 文化芸術に関 する施策の推進に当たっては、 多様な文化芸術の

6 0 主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、 歴史、 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、 風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなけ 地域の 人々により 各地域

ればならない。

\ <u>`</u>

7 が広く世界へ発信されるよう、 献の 文化芸術に関 推進 が · 図 ら する施策の推進に当たっては、 れなけ ればならない。 文化芸術に係る国際的 我が国 な交流及び \mathcal{O} 文化芸術

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、 乳幼児 児童

> られなければならない。 参 とが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、 0) 加 居住する地域にかかわらず等しく、 文化芸術の振興に当たっては、 又はこれを創造することができるような環境の整備 文化芸術を創造し、 文化芸術を鑑賞し、 享受するこ 国民がそ これ が 义

4 が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術 0) 発展が図られ、 文化芸術の振興に当たっては、 ひいては世界の文化芸術の発展に資するもので 我が国において、 文化芸術 活

5 が 図られなければならない。 文化芸術の振興に当たっては、 多様な文化芸術の保護及び発 展

あるよう考慮されなければならない。

6 等を反映した特色ある文化芸術の発展が図ら 芸術活動が行われるよう配慮するとともに、 文化芸術の振興に当たっては、 地域の人々により主体的に文化 各地域の歴史 れなければなら 風 な 土

7 発信されるよう、 図られなければならない。 文化芸術の振興に当たっては、 文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推 我が国 の文化芸術が広く世 進 が

(新設)

生

第四条 10 9 第三条 とり、 う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなけれ 務を有する 尊重しつつ、 ばならない。 ばならない。 び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなけれ 配慮されなければならない。 ることが重要であることに鑑み、 み出される様々な価値を文化芸術の継承 化芸術活動を行う団体 徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み (地方公共団体の責務) (国の責務) 他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、 文化芸術に関する施策を総合的に策定し、 国は、 地方公共団体は、 観光、 前条の基本理念 まちづくり、 (以下「文化芸術団体」という。)、 基本理念にのっとり、 (以下「基本理念」という。) にのっ 国際交流、 文化芸術の固有の意義と価値を 発展及び創造に活用す 福祉、 文化芸術に関し、 文化芸術活動を行 文化芸術により生 及び実施する責 教育、 学校等 産業そ 家庭及 文 第四条 第三条 8 (新設) とり、 く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。 する責務を有する。 (地方公共団体の責務) (国の責務) 文化芸術の振興に当たっては、 国は、 地方公共団体は、 文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、 前条の基本理念 基本理念にのっとり、 (以下「基本理念」という。) にの 文化芸術活動を行う者その他 文化芸術の振興に

及び実施

0

(法制上の措置等)	連携を図りながら協働するよう努めなければならない。間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民(関係者相互の連携及び協働)	い。 発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならな主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、主体的に、文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ(文化芸術団体の役割)	国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に まうに努めなければならない。 まうに努めなければならない。 まうに努めなければならない。
(法制上の措置等)	(新設)	(新設)	関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の関

第六条 广 財 政上又は税制上 政府は、 文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制 「の措置その他の措置を講じなけ ればならな 第六条 な法 制 政府は、 上又は財 文化芸術の振興に関する施策を実施するため必 政上の措置その 他の措 置を講じなけ ればならな

要

\ \ \ \

\ \ \

第一 章 文化芸術 推 進 基本計 画等

第七条 政府は、 文化芸術に関する施策の総合的かつ計 画 的な推進

(文化芸術推進基本計画)

を図るため、 「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない 文化芸術に関する施策に関する基本的な計画 (以 下

2 計 画的に推進するため 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ の基本的な事項その他必要な事項につい て

3 本計 文部科学大臣は、 画 の案を作成するものとする 文化審議会の意見を聴いて、 文化芸術推進基

定めるものとする。

4 文部科学大臣は 文化芸術推進基本計画の案を作成しようとす

第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図る

ものとする。

るときは、

あらかじめ

関係行政機関の施策に係る事項について、

5 遅滞なく、これを公表しなければならない。 文部科学大臣は、 文化芸術推進基本計画が定めら れたときは、

> 第一 一章 基本方針

第七条 政府は、 文化芸術 の振興に関する施策の総合的な推進を図

という。)を定めなければならない

るため、

文化芸術の振興に関する基本的な方針

议

下

基本方針

2 ための基本的 基本方針は、 な事項その他必要な事項について定めるものとす 文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進する

る。

3 作成するものとする。 文部科学大臣は、 文化審議会の意見を聴いて、 基本方針の案を

(新設)

4 れを公表しなければならない。 文部科学大臣は、 基本方針が 定められたときは、 遅滞なく、

(芸術の振興)	第三章 文化芸術に関する基本的施策	共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。 はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又	めるものとする。 において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条	幺 伍	に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例	同じ。) 町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において	(地方文と芸術推進基本計画) 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。
(芸術の振興)	第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策					(新設)	5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第八条 らの芸術の公演、 物品の (次条に規定するメディア芸術を除く。) 保存 国は、 文学、 の支援 展示等への支援、 音楽、 これらの芸術に係る知識及び技能の 美術、 写真、 これらの芸術の制作等に係る 演劇、 の振興を図るため、 舞踊その他の芸術 継承 これ

(メディア芸術の振興)

の支援、

芸術祭等の開催その

他の必要な施策を講ずるものとする。

な施策を講ずるものとする。

第九条 要な施策を講ずるものとする。 他の電子機器等を利用した芸術 に係る知識及び技能の継承への支援 メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、 の振興を図るため、 国は、 映 画 漫画、 メディア芸術の制作、 アニメーション及びコンピュータその (以下「メディア芸術」という。) 芸術祭等の開催その他の必 上映、 展示等への支援、 メディア芸術

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 支援その他の必要な施策を講ずるものとする。 図るため、 来の伝統的な芸能 国は、 伝統芸能 雅楽、 (以 下 能楽、 0 公演 「伝統芸能」という。) 文楽、 これに用いら 歌舞伎、 れた物品 組踊その 0) 継承及び発展を の保存等 他 \mathcal{O} 我が国古 0

(芸能の振興)

らの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これ第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

(メディア芸術の振興)

の必要な施策を講ずるものとする。他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその

(伝統芸能の継承及び発展)

とする。
とする。
とする。
とする。
とする。
とする。

(芸能の振興)

第十一 識 これに用いられた物品の保存等への支援 能 及び (伝統芸能を除く。) 条 技能 国は、 0 継 講談、 承 0) 落語、 支援その他の必要な施策を講ずるものとす の振興を図るため、 浪曲、 漫談、 これらの芸能に係る知 漫才、 これらの芸能の公演、 歌唱その他の芸

 \sim

(生活文化の 振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及) る

第十二条 策を講ずるものとする。 普及を図るため、 将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の 活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、 国は、 生活文化 これらに関する活動への支援その他の必要な施 (茶道、 華道、 書道、 食文化その他の生 国民娯楽 (囲碁、

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 るものとする 「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、 修復、 国は、 防災対策、 有形及び無形の文化財並びにその保存技術 公開等への支援その他の必要な施策を講ず 文化財等に関 (以 下

(地域に おける文化芸術の振興等

第十四条 国は、 各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた

> 第十一条 能 の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。 (伝統芸能を除く。) 国は、 講談、 落語、 の振興を図るため、 浪曲、 漫談、 漫才、 これらの芸能の公演等 歌唱その他 の芸

生活文化、 国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。 並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、 文化をいう。)、国民娯楽 国は、 生活文化 (囲碁、 (茶道、 将棋その他の国民的娯楽をいう。) 華道、 書道その他の生活に係 これらに関する る

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 るものとする。 「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、 修復、 国は、 防災対策、 有形及び無形の文化財並びにその保存技術 公開等への支援その他の必要な施策を講ず 文化財等に関 (以 下

(地域における文化芸術の振興

第十四条 国は、 各地域における文化芸術の振興を図るため、 各 地

によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援そ芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、

国際交流等の推進)

 \mathcal{O}

他

の必要な施策を講ずるものとする。

る。

第十五条 支援、 が国の文化芸術の現地の言語による展示、 術に係る国際的 文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸 ることにより、 に関する制度の整備に関する協力、 海外の文化遺 国は、 我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、 な催 文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図 産の修復に関する協力 L 0 開催又はこれへの参加 文化芸術に関する国際機関等 公開その他の普及 海外における著作権 海外における我 へ の

総合的に世界に発信するよう努めなければならない。2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を

 \mathcal{O}

業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ず

るものとする

(芸術家等の養成及び確保)

の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能

う。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとす能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をい域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸

国際交流等の推進)

第十五条 0) 国際的な交流及び文化芸術に係る国際的 界の文化芸術活動の 必 ることにより、 参加 (要な施策を講ずるものとする) 国は、 の支援、 文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の 我が国の文化芸術活動の発展を図るととも 海外の文化遺産 発展に資するため、 (T) 修復等に関する協力その他 な催 文化芸術活動を行う者 しの 開催又はこれ 推 進 を 义 0 0 世

総合的に世界に発信するよう努めなければならない。 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を

(芸術家等の養成及び確保)

の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能

他の文化芸術を担う者 芸術活動に関する技術者、 通の促進 保を図るため、 を有する者、 研 修成果 芸術家等の文化芸術に関する創造的 文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者 0) 国内外における研修 発 表の機会の確保、 (以下「芸術家等」という。) の養成及び確 文化施設の管理及び運営を行う者その 文化芸術に関する作品の 教育訓練等 活 動 0) 等 人材育成 0) 環境の 文化 流 0)

する。

研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものという。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」とを有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

備その

他の

必要な施策を講ずるものとする。

充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の

整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の

(国語についての理解)

整備その

他の必要な施策を講ずるものとする。

する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものと語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国

(国語についての理解)

する。 する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものと 語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関 第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国

(日本語教育の充実)

我が国の文化芸術に関する理解に資する 第十九条 国は、 外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資する

第十九条

国は、

外国人の

日本語教育の

充実)

する。

_

材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上そのに従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教よう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育

(著作権等の保護及び利用)

他

の必要な施策を講ずるものとする。

第二十条 物の適正な流通を確保するための環境の整備 係る対策の推進 保護及び公正な利用を図るため、 れに隣接する権利 . て、 国は、 著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、 文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこ 著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他 (以下この条において 著作権等に関する制度及び著作 「著作権等」という。) 著作権等の侵害に 著作権等の に

(国民の鑑賞等の機会の充実)

0

必要な施策を講ずるものとする。

供その他の必要な施策を講ずるものとする。
ける文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域にお第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教よう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育

(著作権等の保護及び利用)

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 参加し、 供その他の必要な施策を講ずるものとする ける文化芸術の 又はこれを創造する機会の充実を図るため、 国は、 公演、 広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、 展示等 の支援、 これらに関する情報 各地域に これ の提 お に

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

らの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これ界二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を

(青少年の文化芸術活動の充実)

0

必

要な施策を講ずるものとする。

る。
まる文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとす青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年に第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、

(学校教育における文化芸術活動の充実)

する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。 芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対め、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るた 気

(劇場、音楽堂等の充実)

設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施

図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を

境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

よる文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとす青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年に第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、

(学校教育における文化芸術活動の充実)

る。

の他の必要な施策を講ずるものとする。

がう。) による学校における文化芸術活動に対する協力への支援そ芸術家等及び文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」と、と、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、

(劇場、音楽堂等の充実)

設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施

術家等の 配置等 の支援、 情報の提供その他の必要な施策を講ず

るものとする。

(美術館、 博物館、 図書館等の充実)

第二十六条 これらの施設に関 記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。 の支援、 芸術家等の配置等への支援、 玉 は、 Ĺ 美 術館 自らの設置等に係る施設の整備、 博物館、 巡 文化芸術に関する作品等 書館等の充実を図るため、 展示等 \mathcal{O}

地 域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 め、 ものとする。 に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずる 各地域における文化施設、 国は、 国民に身近な文化芸術活動の場の 学校施設、 社会教育施設等を容易 充実を図るた

(公共の 建物等の建築に当たっての 配慮等)

第二十八条 について、 周囲 国は、 0 自 公共の建物等の建築に当たっては、 l 然的 環境 地 域の歴史及び文化等との その外観等 調和を

2 \mathcal{O} 他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとす 玉 は 公共の建 物等において、 文化芸術に関する作 品 0 展示そ

保つよう努めるものとする

術家等の配置等へ の支援、 情報の提供その他の必要な施策を講 ず

るものとする。

美術館 博物館、 図書館等の充実

第二十六条 これらの施設に関し、 記録及び保存への支援その の支援、 芸術家等の配置等 玉 は、 美 術館 自らの設置等に係る施設の整備、 他の必要な施策を講ずるものとする。 博物館、 への支援、 図書館等の 文化芸術に関する作品等 充実を図るため、 展 示等 0)

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 め、 ものとする。 に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずる 各地域における文化施設、 国は、 国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るた 学校施設、 社会教育施設等を容易

、公共の建物等の 建築に当たっての 配慮

第二十八条 について、 保つよう努めるものとする。 周 玉 は、 囲 0 自 公共の建物等 然的 環 境 Ò 地 建築に当たっては、 域の歴史及び文化等との調和 その外観等

を

(新設

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行	第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行
(民間の支援活動の活性化等)	(民間の支援活動の活性化等)
策を講ずるものとする。	策を講ずるものとする。
振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施	振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施
第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の	第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の
(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)	(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)
	整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
	文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、
(新設)	第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、
	(調査研究等)
の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。	の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開へ	報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開へ
築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情	築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情
進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構	進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構
第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推	第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推
(情報通信技術の活用の推進)	(情報通信技術の活用の推進)
	<u> </u>

動を支援するため、 う支援活動の活性化を図るとともに、 附を受けることを容易にする等のための税制上の措 寸 体が行う文化芸術活動 文化芸術団体が個人又は民間 0) 支援その他の必要な施策を講ずるよ 文化芸術活動を行う者の活 0 置 団体からの寄 文化芸術

要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

う努めなければならない

は、 民間事業者その他 芸術家等、 国は、 文化芸術団体、 の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮 第八条から前条までの施策を講ずるに当たって 学校等、 文化施設、 社会教育施設、

なければならない

2 教育施設、 0 人々が文化芸術を鑑賞し、 は、 芸術家等及び文化芸術団体が、 福祉施設、 医療機関 これに参加し、 民間事業者等と協力して、 学校等、 又はこれを創造する 文化施設、 社会 地域

機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰

第三十三条 芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。 玉 は、 文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化

(政策形成へ の民意の反映等

> う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活 附を受けることを容易にする等のための税制上の 動を支援するため、 文化芸術団体が個人又は民間 の団 措置その他 体から 0 0 必 寄

(関係機関等の連携等)

第三十二条 ない。 は、 0 他の 芸術家等、 関係機関等の 国は、 文化芸術団体、 第八条から前条までの施策を講ずるに当たっ 間の 連携が図られるよう配慮しなけれ 学校、 文化施設、 社会教育施設 ればなら て

2 育施設、 術を鑑賞し、 るようにするよう努めなければならない。 国は、 福祉 芸術家等及び文化芸術団体が、 これに参加し、 施設、 医療機関等と協力して、 又はこれを創造する機会を提供でき 学校、 地 域の 文化施設、 人々が文化芸 社会教

(顕彰)

第三十三条 芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。 国 は、 文化芸術活 動 で顕著な成果を収めた者及び文化

(政策形成へ の民意の反映等

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画そ(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)	でいた。 一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備	者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形 のよう努めるものとする。 者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形 までの国の施策を勘 のよう努めるものとする。	の過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、そ
(新設)	(新設)	(新設)	一次の推進を図るよう努めるものとする。一次の推進を図るよう努めるものとする。一次の推進を図るよう努めるものとする。一次の推進を図るよう努めるものとする。一次の推進を図るよう努めるものとする。一次の推進を図るよう努めるものとする。一次の推進を図るよう努めるものとする。一次の推進を図るよう努めるものとする。一次の推進を図るよう努めるものとする。一次の推進を図るよう努めるものとする。	し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映

ことができる。条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くの他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、

○文部科学省設置法 (平成十一年法律第九十六号) (抄) (附則第三条第一号関係)

2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
りその権限に属させられた事項を処理すること。	権限に属させられた事項を処理すること。
法(昭和二十六年法律第百二十五号)第二条第二項の規定によ	和二十六年法律第百二十五号)第二条第二項の規定によりその
十四条第四項、文化財保護法第百五十三条及び文化功労者年金	条第四項、文化財保護法第百五十三条及び文化功労者年金法(昭
項、著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第二	著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第二十四
特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)第五条第四	に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)第五条第四項、
五年法律第四十八号)、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の	法律第四十八号)、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例
二十三年法律第十七号)第十二条第二項、著作権法(昭和四十	三年法律第十七号)第十二条第二項、著作権法(昭和四十五年
第三項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律(平成	項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律(平成二十
五 文化芸術振興基本法 (平成十三年法律第百四十八号) 第七条	五 文化芸術基本法 (平成十三年法律第百四十八号) 第七条第三
一~四 (略)	一~四(略)
第二十一条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。	第二十一条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
(文化審議会)	(文化審議会)
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	

〇コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号)(抄)(附則第三条第二号関係)

	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(基本理念)	(基本理念)
第三条 (略)	第三条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の推進は、	3 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の推進は、
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百
四十四号)、文化芸術基本法 (平成十三年法律第百四十八号) 及び	四十四号)、文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)
消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)の基本理念に配慮	及び消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)の基本理念に
して行われなければならない。	配慮して行われなければならない。

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律(平成十八年法律第九十七号)(抄)(附則第三条第三号関係)

ものとする。	とする。
(平成十三年法律第百四十八号)の基本理念に配慮して行われる	成十三年法律第百四十八号)の基本理念に配慮して行われるもの
3 文化遺産国際協力の推進に関する施策は、文化芸術振興基本法	3 文化遺産国際協力の推進に関する施策は、文化芸術基本法(平
2 (略)	2 (略)
第二条 (略)	第二条 (略)
(基本理念)	(基本理念)
現 行	改正案
(傍線部分は改正部分)	

(傍線部分は改正部分)

が望まれる。	が望まれる。
化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなること	化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなること
た、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑	た、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑
造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。ま	造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。ま
加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創	加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創
さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参	さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参
活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。	活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。
て機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に	て機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に
と誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場とし	と誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場とし
個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく、全ての国民が、潤い	個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく、全ての国民が、潤い
点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は	点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は
を育み、人々が共に生きる絆きずなを形成するための地域の文化拠	を育み、人々が共に生きる絆きずなを形成するための地域の文化拠
であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性	であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性
劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場	劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場
のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。	のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。
一ついては、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民	ついては、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民
我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤に	我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤に
現行	改正案
(傍線部分は改正部分) (傍線部分は改正部分)	

このように、

劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共

このように、劇場、

音楽堂等は、

国民の生活においていわば公共

財ともいうべき存在である。

このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術

務とも言える。

芸術に は、 動 材 が先行して進められてきたが、 我が を行う団 0) 多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化 養 成等を強化していく必要がある。 関する活動や、 玉 の 劇場、 体の活動拠点が大都市圏に集中しており、 音楽堂等については、 劇 場、 音楽堂等の事業を行うため 今後は、 また、 これまで主に、 そこにおいて行われる実演 実演芸術に関する活 地 方に に必要な人 施 設 お の 整備 7 動

実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、け、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわ

いる現状も改善して

いかなければならない。

要がある。 楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、 律に求め また、 文化芸術 るの では 0 なく、 特質を踏まえ、 長期的 カュ 国及び つ継続的に行うよう配慮する必 地方公共団体が 短期的 な経済効率性 劇 場、 音 を

教

育機関等が

相互に連携協力して取り組む必要がある。

財ともいうべき存在である。

務とも言える。

このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術

は、 芸術に関する活動や、 材の養成等を強化していく必要がある。 が先行して進められてきたが、 て を行う団体の活動拠点が 1 我が国の劇場、 る現状も改善していかなければならない。 多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない 音楽堂等については、 劇場、 大都市圏に集中しており、 音楽堂等の 今後は、 また、 これまで主に、 事業を行うために必要 そこにおいて行われる実演 実演芸術に関する 状況が固定 地方に、 施設 お 0 な 整 化 備

け、 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、 民に認識されるように、 教 育機関等が相互に連携協力して取り組む必 こうした劇場、 個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについ 音楽堂等を巡る課 劇場、 音楽堂等を設置し、 題を克服するためには、 要がある。 国及び地方公共団 又は運営する者 とり て国 わ

楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、 要がある。 律に求めるの また、 文化芸術の ではなく、 特質を踏まえ、 長期 的 カン 玉 0 継続的に行うよう配慮する 及び地方公共団 短期的 な経済効率 体が 劇場、 性 を 音

豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心っとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にの

(目的)

ある発展を期するため、

この法律を制定する。

第一 号) 興を図るため、 及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄 公共団体の役割、 により、 の基本理念にのっとり、 この法律は、 我が国 劇場、 の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振 基本的施策等を定め、 文化芸術基本法 音楽堂等の事業、 劇場、 音楽堂等の活性化を図ること (平成十三年法律第百四十八 関係者並びに国及び地方 もって心豊かな国民生活

与することを目的とする

心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念

(目的)

和ある発展を期するため、

この法律を制定する

第一条 この法律は、 ことにより、 地方公共団体の役割、 の振興を図るため、 生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発 十八号)の基本理念にのっとり、 に寄与することを目的とする。 我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術 劇場、 文化芸術振興基本法 基本的施策等を定め、 音楽堂等の事業、 劇場、 音楽堂等の活性化を図る (平成十三年法律第百 関係者並びに国及び もって心豊かな国民 展 兀

○障害者による文化芸術活動

動の推進に関する法律	
(平成二十九年法律第	
号)(抄)(附則第三条第五号関係)	

揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。	及び社会参加の促進を図ることを目的とする。
に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発	推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮
害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的	者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に
基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障	本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害
化芸術に関する活動をいう。以下同じ。) の推進に関し、基本理念、	術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基
号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文	の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸
律第百四十八号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四	百四十八号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)
らすものであることに鑑み、文化芸術振興基本法(平成十三年法	らすものであることに鑑み、文化芸術基本法(平成十三年法律第
の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもた	の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもた
第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者	第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者
(目的)	(目的)
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	

附則

]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条(第五号に係る部分に限る。)の規定は、 障害者による文化芸術活動の

号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

推進に関する法律

(平成二十九年法律第

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、 文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を

加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。